# 慰安婦問題関連年表

1945年 8月15日	終戦。
1965年 6月22日	日韓基本条約、日韓請求権・経済協力協定等締結。韓国との財
	産、権利及び利益並びに国民間の請求権の問題が、「完全かつ最
	終的に解決されたこととなることを確認」。戦争で荒廃していた
	韓国に対し、計8億ドル(政府5億ドル、民間3億ドル)の資
	金供与を実施。
1977年	吉田清治氏「朝鮮人慰安婦と日本人 元下関労報動員部長の手
	記」出版。
1982年 9月	朝日新聞、吉田清治氏の証言を初めて掲載。以降、同氏の証言
	を度々掲載する。
1983年	吉田清治氏「私の戦争犯罪 朝鮮人強制連行」出版。
1990年11月	韓国において挺身隊問題対策協議会結成。
1991年 8月14日	金学順(キム・ハクスン)氏が自ら慰安婦であったと名乗り出る。
1 2 月	韓国人元慰安婦が日本政府を相手に謝罪と賠償を求めて訴訟
	を起こし(東京地方裁判所)、内外の慰安婦問題に対する関心
	が高まる。
12月31日	政府が慰安婦問題について調査を開始。
1992年 1月	朝日新聞が「軍の関与を示す史料」を「発見」と報道。同報道
	の5日後に宮澤総理が訪韓し、慰安婦問題について反省とおわ
	びの気持ちを表明。
7月	政府が「いわゆる従軍慰安婦問題について」(第一次政府調査結
	果)を発表。加藤官房長官による慰安婦問題についての官房長
	官発表。
1 2 月	韓国人元慰安婦3名等が山口地方裁判所下関支部に慰安婦と朝
	鮮女子勤労挺身隊に関する謝罪と賠償を日本政府に求めて提訴
	(いわゆる「関釜裁判」)。
1993年 3月	金泳三韓国大統領、慰安婦問題につき日本政府に物質的補償を
	要求しない方針と言明。
1993年 8月 4日	政府が「いわゆる従軍慰安婦問題について」(第二次政府調査結
	果)を発表。河野官房長官が「慰安婦関係調査結果発表に関す
	る内閣官房長官談話」(いわゆる河野談話)を発表。
1994年 8月31日	村山総理は「平和友好交流計画」に関する談話で、慰安婦問題
	について「心から深い反省とおわびの気持ち」を述べ、「幅広い
	国民参加の道」を探る考えを表明。
1995年 7月19日	「女性のためのアジア平和国民基金」(略称・アジア女性基金)
	が正式に発足。

8月11日 アジア女性基金が行う事業について「政府として必要な協力を行 うこととする」との閣議了解。拠金の呼びかけ文により、募金活 動開始。

8月15日 内閣総理大臣談話「終戦50周年の終戦記念日にあたって」 (いわゆる村山談話)発出。

1996年 2月 94年に「女性に対する暴力」国連人権委員会特別報告者に任

命され、翌95年に韓国及び日本を訪問したラディカ・クマラスワミ氏が国連人権委員会に対し、いわゆる「クマラスワミ報告書」を提出。これを受け、日本政府は、当初、政府の見解等を取りまとめた文書を作成し、国連人権委員会の構成国を中心とした各国に配布した。しかし、同報告書に言及する「女性に対する暴力撤廃」と題する決議が同委員会において採択されることとなり、また、その過程で、多くの国が同文書に必ずしも同調できない部分があり、全面的な賛成は難しいとの立場を示した。これを踏まえ、日本政府はその立場についてできるだけ多数の国の理解を得ることを目指し、より簡潔な反論文書を改めて作成し、96年3月、国連文書として提出した。、

7月 総理の署名入りの「おわびの手紙」の発出のほか、国民の募金から元「慰安婦」1人当たり200万円の「償い金」の支給、政府資金による総額7億円規模の医療・福祉支援事業を決定。

8月 フィリピンにおいて事業開始。

1997年 1月 韓国において事業開始(以後、韓国では、事業終了までに、元

慰安婦計61名に対し、「償い金」200万円、医療・福祉支援 事業300万円(償い金と併せ、1人当たり計500万円)を 実施するとともに、これらを受け取った全ての元慰安婦に対し、

当時の総理の署名入りの「おわびの手紙」を手交。)。 3月 インドネシア政府との間で、高齢者社会福祉支援事業を

月 インドネシア政府との間で、高齢者社会福祉支援事業を支援する ための覚書を作成。

5月 台湾で基金事業の新聞報告を掲載し事業開始。

1998年 4月 いわゆる「関釜裁判」に関し、山口地方裁判所下関支部におい

て、立法不作為による国家賠償責任について一部原告の訴えを 認め、日本政府に計90万円の慰謝料の支払を命じる判決。

7月 オランダにおいて事業実施委員会との間で覚書を作成、事業開始。

8月 差別防止・少数者保護小委員会(国連人権委員会の下の小委員会) に対し、いわゆる「マクドゥーガル報告書」が提出される。

10月 8日 金大中韓国大統領が国賓訪日中、小渕総理と会談し、21世紀 に向けた新たな日韓パートナーシップについての共同宣言を発

出。小渕総理は韓国国民に対し、植民地支配への「痛切な反省と心からのお詫び」を述べたのに対し、金大統領から、「かかる小渕総理大臣の歴史認識の表明を真摯に受け止め、これを評価すると同時に、両国が過去の不幸な歴史を乗り越えて和解と善隣友好協力に基づいた未来志向的な関係を発展させるためにお互いに努力することが時代の要請である」旨表明。

2000年 9月18日

15名の元慰安婦(韓国6名、中国4名、フィリピン4名、台湾1名、いずれも米国国籍を有さず、自国・地域に居住)が米国コロンビア特別区連邦地方裁判所に日本政府を相手取って損害賠償を求める訴訟を提起。

2001年 3月

いわゆる「関釜裁判」に関し、広島高裁は、下関支部における 一審判決の国敗訴部分を取り消し、一審原告の請求を棄却。一 審原告は上告。

7月 オランダ事業実施委員会が行う事業終了。

10月 4日 米国コロンビア特別区連邦地裁が本件訴訟の原告側の訴えを却下する判決。

10月 5日 原告側が米国コロンビア特別区巡回区連邦控訴裁判所に対し控訴。

2002年 9月 フィリピン、韓国、台湾で合計285名に事業を実施し、終了。

2003年 3月 いわゆる「関釜裁判」に関し、最高裁判所は一審原告の上告を 棄却。判決確定。

> 6月27日 米国コロンビア特別区巡回区連邦控訴裁判所が、原告の訴えを 却下した第一審判決を是認する判決。

11月21日 原告側が米国連邦最高裁判所に対し上告申立て。

2004年 6月14日 米国連邦最高裁判所は、米国コロンビア特別区巡回区連邦控訴 裁判所による判決を破棄し、同裁判所に差戻し。

2005年 6月28日 同裁判所は、改めて、原告の訴えを却下した第一審の判決を支持し、原告の訴えを却下。

2006年 2月21日 米国連邦最高裁判所が原告側の裁量上訴受理申立てを却下する 決定。同決定により、本件訴訟は被告側(日本政府)勝訴により終結した。

2007年 3月 インドネシアにおける事業終了。村山アジア女性基金理事長が 最終記者会見及び感謝の会を開催。

> 3月16日 第一次安倍内閣が「政府が発見した資料の中には、軍や官憲に よるいわゆる強制連行を直接示すような記述も見当たらなかっ た」旨の質問主意書に対する答弁書を閣議決定。

7月30日 米国下院にて下院決議121号が採択される。(別添1)

11月20日 オランダ下院にて慰安婦問題謝罪要求決議が採択される(別添2)

11月28日 カナダ下院にて慰安婦問題謝罪要求決議が採択される。(別添3)

12月13日 欧州議会にて慰安婦問題謝罪要求決議が採択される。(別添4)

2010年10月23日 米国ニュージャージー州ベルゲン軍パリセイズ・パーク市図書 館の敷地内に米国初の慰安婦記念碑が設置される。以降201

4年8月までに同州のほか、米国内で計6つの慰安婦碑及び2

つの慰安婦像が設置(碑文:別添5)。

2011年 8月 韓国憲法裁判所が、慰安婦問題に関し、日韓間に日韓請求権協

定の解釈に係る紛争があるとし、その解決のため、韓国外交通 商部が日本政府と協議を行っていないことを韓国の憲法違反に

当たると決定。

2011年12月 挺対協、在韓日本大使館前に慰安婦像を設置。

日韓首脳会談にて李明博韓国大統領が野田総理に対し、慰安婦問題を提起。野田総理から我が国の法的立場とこれまでの人道面での取組を踏まえ、何ができるのかを韓国側と共に知恵を絞っていく旨発言するとともに、在韓国大使館前に建設された碑

の早期撤去を求めた。

2013年 8月15日 朴槿恵大統領が、光復節の際に「過去の歴史による苦痛と傷を

今も抱いて生きていらっしゃる方に対し、痛みを癒すことがで

きるよう、責任と誠意ある措置を期待する。」旨発言。

9月29日 尹炳世韓国外交部長官が、国連総会の際に「前世紀の戦時性暴

行の被害者らの苦痛は、今現在も持続しており、誠実な反省と 措置がとられないでいる状況がこれらの苦痛を増やしている。

最も重要なのは真の反省と具体的行動である。」、「被害者ら

が納得する責任ある措置と名誉回復、そして痛い傷の治癒が早

く行わなければならない。」と発言。

2014年 2月20日 石原元官房副長官が衆議院予算委員会で河野談話

当時の日韓間のやりとりについて証言。同委員会にて菅官房長

官が政府として河野談話の作成過程を検証する旨言及。

6月20日 政府の下に立ち上げられた河野談話作成過程等に関する検討チ

一ムが作成した報告書(「慰安婦問題を巡る日韓間のやりとり ~河野談話作成からアジア女性基金まで~」)が衆議院予算委

員会に提出され、同日公表。

8月5、6日 朝日新聞が自社の慰安婦問題に関する報道についての検証記事

を掲載。吉田清治氏の証言を虚偽と判断し、記事を取り消すと

ともに、慰安婦と挺身隊を混同し、誤用したことを認める。

9月11日 木村朝日新聞社長が、吉田調書に関するおわびの記者会見の際、

慰安婦問題をめぐる報道について、「誤った記事を掲載し、訂

正が遅きに失したことについて読者におわび」する旨発言。

12月 5日 同社長辞任。

### 米連邦議会下院決議 1 2 1 号 (H. RES. 121)

(仮訳)

#### 2007年7月30日

- (pp. 1) 日本国政府は、1930年代から第二次世界大戦中にかけてのアジア及び太平洋諸島の植民地及び戦時支配の期間中に、日本帝国軍隊に対する性的な労役という唯一の目的のために、世界に「慰安婦」として知られることとなった若い女性を確保することを公式に委任したがゆえに、
- (pp. 2) 日本国政府による強制的な軍の売春である「慰安婦」制度は、その残忍さと規模において、かつて例のないものと考えられており、20世紀最大の人身取引事案の一つにおいて、結果として切断、死亡、最終的には自殺に至らしめる輪姦、強制的中絶、屈辱的行為、性的暴力を含むものであったがゆえに、
- (pp. 3) 日本の学校で使用されている新しい教科書の一部は、「慰安婦」の悲劇や他の第二次世界 大戦中の日本の戦争犯罪を矮小化しようと試みているがゆえに、
- (pp. 4) 日本の公務員や民間の要職にあるものが、近年、慰安婦の苦難について、心からのお詫びと反省を表明した1993年の河野内閣官房長官談話の内容を薄めたり、撤回したりすることを願望する旨表明しているがゆえに、
- (pp. 5) 日本国政府は、婦人及び児童の売買禁止に関する1921年条約に署名し、武力紛争が女性に与える独自の影響を認識する2000年の女性、平和及び安全保障に関する国連安全保障理事会決議1325号を支持したがゆえに、
- (pp. 6) 下院は、人間の安全保障、人権、民主主義的価値及び法の支配の促進に向けた日本の努力、並びに、国連安全保障理事会決議1325号を支持していることを評価し、
- (pp. 7) 日米同盟は、アジア太平洋地域における米国の安全保障上の利益の礎石であり、地域の安定と繁栄の基礎であるがゆえに、
- (pp.8) 冷戦後の戦略的光景の変化にもかかわらず、日米同盟は、引き続き、政治的及び経済的自由の保護と推進、人権と民主的体制への支持、及び日米両国民や国際社会に生きる人々の繁栄を確保するといった、アジア太平洋地域における極めて重要な利益と価値の共有に基づいているがゆえに、
- (pp. 9) 下院は、日本の公務員や一般の市民の尽力と同情心により1995年に日本の民間財団であるアジア女性基金の設立に至ったことを評価し、

(pp. 10) アジア女性基金は日本国民から「償い」を慰安婦に行うために、570万ドルを集めたがゆえに、

(pp. 11) アジア女性基金は、政府が創始し、主に政府により資金提供された民間の財団であり、その目的は、「慰安婦」の不当な扱い及び苦痛に対する償いのための諸事業を実施することであるが、基金のマンデートが2007年3月31日に終了し、基金はその日に解散するがゆえに、

米国下院の考えとして、日本政府が、

- (1) 1930年代から第二次世界大戦中にかけてのアジア及び太平洋諸島の植民地及び戦時の支配の期間中において、世界に「慰安婦」として知られる、若い女性を日本帝国軍隊が強制的に性的奴隷化したことに対する歴史的な責任を明確で曖昧でない形で公式に認め、謝罪し、受け入れるべきであり、
- (2)日本の首相が本件に関する謝罪をその公的立場において声明として公にするならば、これまでの謝罪の表明の真摯さ及び位置づけについて繰り返して問われるという事態の解決に資するものであり、
- (3)日本帝国軍隊による「慰安婦」の性的奴隷化や人身売買は決してなかったとのいかなる主張に対しても明確かつ公に反論すべきであり、
- (4) この恐るべき罪について、現在及び未来の世代に対して教育し、同時に、「慰安婦」に関する国際社会の勧告に従うべきである、

ことを決議する。

## オランダ下院慰安婦問題に関する動議

(仮訳) 2007年11月20日

下院は、討議を踏まえ、

#### (前文)

- (1)日本は、オランダが2008年における外交関係150年を含む、400年の関係を有し、 共通の未来像を共に築くアジアにおける戦略的パートナーであることを考慮し、
- (2) 日本が、第二次大戦の前及び同大戦の間に維持された強制売春制度に対し、また同制度に際していわゆる慰安婦達の身に降りかかり、それについては一切の疑いも投げかけられてはならない彼女達の苦難に対して、いかなる留保も付さずに公に完全な責任を取らなければならないとの考えであり、
- (3) 日本政府は、確かに1993年のいわゆる河野談話を通じ慰安婦達の悲運を認め、犠牲者達に対してお詫びを表明し、並びにこの談話をもってその責任を受け入れたことを認識する一方、3月になされて後に取り消された当時の安倍晋三総理の発言、及び同じ問題についての、今年前半のワシントンポスト紙に掲載された日本の衆議院議員達の広告から明らかなとおり、日本政府及び日本の国会議員達がいくつかの機会に、その談話から距離を置いたことをも認識し、
- (4) 11月7日、日本の衆議院議長が、ワシントンポスト紙の広告について6月26日に下院 議長が送った書簡に対する返答として送付越した書面、並びにその書面において当該広告に同議 長が同調していないことを承知し、
- (5) 慰安婦達の扱いを含む日本の戦争犯罪の認知について、日本の一部の学校教材が不十分なものであることを考慮し、
- (6) 日本が、アジア女性基金を介して元慰安婦達への種々の補償を提供したこと、その一部は公的拠出によって賄われたものの、民間組織を通じてそれが提供されたことを考慮し、

#### (本文)

- (7)日本政府に対して、1993年のお詫びを損なう発言を決して行わないこと、及び強制売 春制度への日本軍の関与に対して完全な責任を取ることを強く求めるよう、(蘭)政府に要請する。
- (8) 日本政府に対して、現在生存している慰安婦達へ、その苦難に対する即時の精神的補償とともに財政的補償を通じる一つの補完的なジェスチャーを示すことを強く求めるよう、(蘭) 政府に要請する。
- (9) 日本政府に対して、日本のすべての学校教材が、慰安婦達の悲運を含め第二次大戦中の日本の役割について、真実に基づく全体像の提示を促進することを強く求めるよう、(蘭)政府に要請する。

以上をもって議事を進める。

#### (共同提案署名者)

ファン・バーレン(野党VVD)、ウィルダース(野党PVV)、ファン・デル・スターイ(野党SGP)、ファン・ヘニップ(与党CDA)、ペータース(野党GL)、ティーメ(野党PvdD)、ファン・ダム(与党PvdA)、フォールデウィント(与党CU)、フェルドンク(野党単独会派)、ファン・ボンメル(野党SP)、ペヒトルト(野党D66)

### カナダ連邦議会下院慰安婦問題に関する動議

(仮訳)

### 2007年11月28日

下院の意見として、以下に関して動議を提起する。

- 1. 1930年代から第二次世界大戦までの間、アジア・太平洋諸島を戦時占領した時期において、日本帝国軍は、性的奴隷の目的のためだけに、「慰安婦」として知られることになる若い女性の獲得に公式に従事したこと、
- 2. 最近、幾人かの日本の公人が、苦しい経験をした方々に対する政府の深甚なる謝罪と自責の 念を表明した「慰安婦」に関する1993年の河野談話を薄める又は無効にする遺憾な希望を 表明したこと、
- 3. 1945年以降、日本が過去の行為を認知し償いを行ってきたほか、長年にわたり、国連における取り組みを含め、国際の平和と安全、発展に多大な貢献をしてきたこと、
- 4. カナダと日本の同盟関係は、政治的・経済的自由の保護と促進、人権や民主主義の擁護、両国及び国際社会の繁栄の確保を含む、アジア太平洋地域において重要な共通の利益と価値に基づいて継続すること
- 5. 以上のことから、カナダ政府は日本政府に対し、1993年の河野談話に示された後悔の念を貶めるようないかなる声明も行わないこと、「慰安婦」という日本帝国軍への性的隷属や人身取引が全く存在しなかったとする主張を明確かつ公的に反論すること、日本帝国軍が強制売春制度に関与したことについて、犠牲になった全ての方々に対する国会による公式かつ誠実な謝罪表明を行うことを含めて全責任を負うこと、そして、和解の精神に則り被害を受けた人々に注意を向け続けるよう要請すべきこと

### 欧州議会慰安婦問題関連決議

(仮訳)

# 2007年12月13日

「慰安婦」(第二次世界大戦以前及び大戦中のアジアにおける性的奴隷)のための正義

#### 欧州議会は、

- 2007年における奴隷貿易廃止200周年を参照し、
- 日本も署名している婦人及び児童の売買禁止に関する1921年条約を参照し、
- 日本によって批准された強制労働に関する第29号条約(1930年)を参照し、
- 女性、平和及び安全保障に関する国際連合安全保障理事会決議第1325号を参照し、
- 武力紛争下における組織的強姦、性的奴隷及び奴隷類似の行為に関するゲイ・マクドゥーガル国際連合特別報告者の報告書(1998年6月22日)を参照し、
- 国際連合反拷問委員会の第38会期(2007年5月9日-10日)の結論及び勧告を参照し、
- ー ハーグにおける、日本占領下のオランダ領東インド諸島におけるオランダ人女性の強制売春 に関するオランダ政府文書の研究に関する報告書(2004年)を参照し、
- 2007年7月30日に採択された米国議会及び2007年11月29日に採択されたカナダ議会の決議を 参照し、
- 手続規則第115条を参照し、
- A. 日本政府は、1930年代から第二次世界大戦中にかけてのアジア太平洋諸島の植民地及び戦時支配の期間中に、世界に「慰安婦」として知られることとなった若い女性らを、日本帝国軍隊に対する性的な隷属という唯一の目的のために、確保することを公式に委任したが故に、
- B. 「慰安婦」制度は輪姦、強制堕胎、屈辱及び性的暴力を含み、身体の障害、死亡、結果として の自殺を伴う20世紀最大の人身売買事案の一つであったが故に、
- C. 日本の裁判所で提起された多数の「慰安婦」事案においては、裁判所の判断は日本帝国軍隊による直接及び間接的関与並びに国家の責任を認知しているにもかかわらず、全ての事案において原告の補償請求は棄却される結果となったが故に、
- D. 「慰安婦」制度の多くの被害者らは死去し、残された生存者らは80歳かそれ以上の年齢であるが故に、
- E. 数多くの日本国政府の高官ら及び公務員らが近年、「慰安婦」制度について謝罪を表明したが 故に、他方で何人かの日本の公務員らが最近、これらの声明を希釈し又は撤回したいとの遺憾な 願望を表明したが故に、
- F. 性的奴隷制度の全容が日本国政府によって完全に開示されたことは一度も無いが故に、そして 日本の学校において使用されているいくつかの新しい必修読本は「慰安婦」の悲劇及びその他の 第二次世界大戦中における日本の戦争犯罪を過小評価しようとしているが故に、

- G.「慰安婦」の酷使と苦痛に対する補償のための諸計画及び諸事業の実施を目的としていた、政府により発起された民間財団であるアジア女性基金の任期は、2007年3月31日に終了したが故に、
- 1. 欧州連合と日本国との、複数政党民主制、法の支配及び人権の尊重という相互に共有された価値に基づく非常に良好な関係を歓迎する。
- 2. 第二次世界大戦中に「慰安婦」制度の被害者となった女性らに対する連帯を表明する。
- 3. 「慰安婦」に関する1993年の河野洋平内閣官房長官及び1994年の村山富市内閣総理大臣の声明並びに「慰安婦」制度の被害者らを含む戦時被害者らに対する謝罪を表明した日本議会の1995年及び2005年の決議を歓迎する。
- 4. いくらかの「償い金」を数百人の「慰安婦」らに分配し現在では解散した、多くを政府が出資した民間財団であるアジア女性基金を1995年に設立するとの日本国政府の取り組みを歓迎しつつも、かかる人道的取り組みは、ゲイ・マクドゥーガル女性に対する暴力に関する国際連合特別報告者の1998年の報告書が述べるように、法的認知及び国際公法に基づく賠償という被害者の請求を充足することができないと考える。
- 5. 日本国政府に対して、1930年代から第二次世界大戦中にかけてのアジア及び太平洋諸島の植民地及び戦時支配の期間中において、世界に「慰安婦」として知られる、若い女性を日本帝国軍隊が強制的に性的奴隷化したことに対する歴史的及び法的な責任を明確で曖昧でない形で認知し、謝罪し、受け入れるよう公式に呼びかける。
- 6. 日本国政府に対して、「慰安婦」制度の全ての生存中の被害者ら及び死去した被害者らの家族に対して、賠償を提供するための効果的な行政上の仕組みを、実施するよう呼びかける。
- 7. 日本の国会に対して、日本の裁判所において完全な賠償を得る上で現存する障害を除去する ための法的措置をとるよう、呼びかける。特に、個人が政府に対して賠償を請求する権利は国内 法によって明確に認知されなければならず、また、国際法上の犯罪である性的奴隷の生存者らに 対する賠償事案については、生存者らの年齢を考慮し、優先されるべきである。
- 8. 日本国政府に対して、「慰安婦」らに対する圧服と奴隷化は全く無かったとするいかなる主張も、公的に否認するよう呼びかける。
- 9. 日本国民及び政府に対して、あらゆる国々の道徳的な義務として彼らの国家の完全な歴史を認識し、「慰安婦」との関係を含む1930年代及び1940年代の日本国の行動に対する自覚を強化すべく更なる一歩を踏み出すよう慫慂するとともに、日本国政府に対して、これらの出来事を現在及び将来の世代に対して教育するよう呼びかける。
- 10. 欧州議会議長に対して、この決議を日本国政府及び議会、国際連合人権理事会、東南アジア 諸国連合各国、朝鮮民主主義人民共和国、大韓民国、中華人民共和国、台湾及び東ティモールの 政府、理事会、欧州委員会並びに加盟各国に送付するよう指示する。

### 米国における慰安婦像・碑における碑文(仮訳)

#### 1 慰安婦碑

### |(1) ニュージャージー州ベルゲン郡パリセイズパーク市(2010.10)|

1930年代~1945年、日本帝国政府軍によって誘拐された20万人以上の婦女子の記念 慰安婦として知られている彼女たちは、人権侵害や違法行為を耐え忍んだ 人間性に反した犯罪の恐怖を消して忘れないようにしよう

### (2) ニューヨーク州ナッソ一郡(2012.6)

慰安婦として世界に知られる20万人以上の婦女子を偲び

彼女たちは、1930年代~1945年、日本帝国政府軍による性奴隷の扱いだったと考えられている。彼女たちが被った人間性に反する憎むべき犯罪は忘れ去られてはならない。 彼女たちが耐え忍んだ人間の尊厳への重大な侵害は忘れられないであろう

# (3)カリフォルニア州ロサンゼルス市オレンジ郡(2012. 12)

「強いられた性奴隷」

1930年代から1945年までの間、日本帝国政府の軍によって、性の奴隷として使われるために拉致された、いわゆる「強いられた性奴隷」として世に知られる20万人以上の女性と少女を追悼して

彼女たちは、決して見過ごされるべきではない、憎むべき犯罪に苦しんだ。我々は彼女たちが耐えたこのような人間の尊厳に対する侵害は忘れまい

2012年12月1日に寄贈される

#### |(4)ニュージャージー州ベルゲン郡フォート・リー市(2013.3)

第二次世界大戦中、それ以前から日本帝国軍によって性奴隷状態になることを強いられ 韓国・中国・フィリピン・オランダ・インドネシアの何百何千もの婦女子を記念して

#### (5)ヴァージニア州フェアファックス郡(2014.5)

第二次世界大戦中に人身取引の被害者としてその基本的権利及び尊厳を奪われた女性及び少女 に敬意を表して

第二次世界大戦中、大日本帝国軍により、韓国、中国、台湾、フィリピン、インドネシア、マレーシア、ベトナム、オランダ及び東ティモール出身の20万人を超える女性及び少女が強制的に性奴隷とされ、婉曲的に「慰安婦」と呼ばれた。我々は、彼女らの痛み及び苦しみに敬意を表し、また、彼女らの基本的人権の喪失を悲しむ

これらの「慰安婦」が永遠の平和、そして彼女らに対して敢行された犯罪に対する正義を見いだすことを望む。これらの女性及び少女の記憶が、女性の権利保護の重要性を思い出させるものとして、また、基本的人権の確認として機能することを望む ワシントン挺身隊対策協議会

# (6)ニュージャージー州ベルゲン郡ユニオンシティ市(2014.8)

第二次世界大戦以前及び大戦中、日本帝国軍隊によって性奴隷の境遇に押し込められた、韓国、中国、台湾、フィリピン、オランダ、インドネシアからの数十万人による女性や少女達を追悼する。2014年8月4日に捧げる

ブライアン・P・スタック市長、市行政委員会、ユニオンシティ市民一同。

### 2 慰安婦像

# (1)カリフォルニア州グレンデール市(2013.7)

「平和の碑」

韓国、中国、台湾、日本、フィリピン、タイ、ベトナム、マレーシア、東ティモールとインドネシアの自宅から連れ去られ、1932年から1945年の間日本の帝国軍に性奴隷状態を強制された20万人以上のアジア及びオランダ女性を追憶して

2012年6月30日にグレンデール市が「慰安婦の日」を宣言したこと及び2007年7月30日に米連邦下院議員にて日本政府にこれら功罪の歴史的責任を求める下院決議1 21号が可決したことを祝して

我々の真摯なる望みは、このような人権に対する不当な侵害が二度と繰り返されないこと

# (2) ミシガン州サウスフィールド市(2014.8)

この肩に雀を乗せた若い韓国の女性は、年老いた人の影を落とし、日本の地を見つめ、未 だ解決されていない、第二次世界大戦中に日本軍によって行われた憎むべき犯罪である性奴 隷、「慰安婦」問題を象徴している。

また、人間の尊厳、世界中の女性の人権及び人類の未来をここに表象する。